

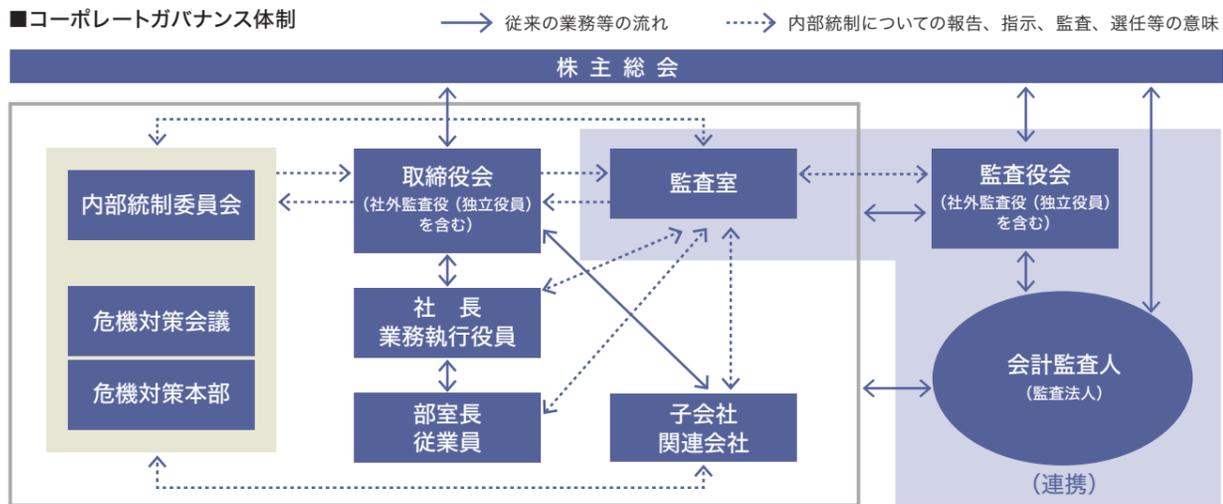
# コーポレートガバナンス

当社は、企業価値の向上を目指し、迅速な意思決定と経営の効率化を図るとともに、監督機能の強化によって経営の透明性や健全性を確保することで、コーポレートガバナンスの強化・充実を図っています。その中で、リスクマネジメントおよびコンプライアンスに関する対応も確実に進めています。

## コーポレートガバナンス体制

当社は、取締役・監査役制度を中心にコーポレートガバナンスの充実を図り、公正で透明性のある経営機構を構築することを基本的な考えとしています。

当社の経営体制は、2018年6月より社外取締役2名を含む取締役9名、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されています。



## リスクマネジメント

当社は、大規模な事故や災害、不祥事などへの対処については、「危機管理規定」を制定し、平常時より「危機対策会議」において事故や災害などを想定した対策を講じ、有事の際には、「危機対策本部」を設置し、社長を本部長として対応することを規定しています。

経営管理上のリスクについては、取締役会に上程し、対応を決定しています。また、日常業務におけるリスクは、管理規定や業務マニュアルなどを作成し対応しています。

## コンプライアンス

当社は、「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」などを取締役会にて制定し、法規制等の順守を掲げています。これらの方針や規範などに基づいた業務の執行を確保するための、内部統制委員会を設置し、コンプライアンスの強化を図っております。

当社は、コンプライアンスならびに社会的規範の順守に関して以下を掲げ、取締役をはじめとする役員および従業員全員が認識し、業務を遂行しています。

1. コンプライアンスおよび社会的規範ならびに社会的良識に基づいた企業活動を行う。
2. 社会の秩序・安全を脅かす反社会的勢力と絶縁し、健全な企業活動を行う。
3. 国際的事業活動において、国際ルールや現地の法令を順守し、また現地の文化や習慣を尊重し、その国の発展に貢献する企業活動を行う。

## 反社会的勢力排除の取り組み

当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力およびこれに類する団体等とは一切の関係を持たず、また、要求を断固として拒否することを規定しています。

担当窓口を設置し、情報を一元管理することで、警察、特殊暴力防止対策連合会および外部の専門機関と連携を取っています。

コーポレートガバナンスに関する基本方針、コーポレートガバナンス報告書を当社ホームページの「コーポレート・ガバナンス」のページに掲載しています。

# 株主・投資家の皆様とのコミュニケーション

株主・投資家の皆様に適正でわかりやすい情報開示に努めています。ホームページを活用した各種IR情報の公表を中心に、説明会の開催、株主の皆様向けの工場見学等を行っています。

## IR活動

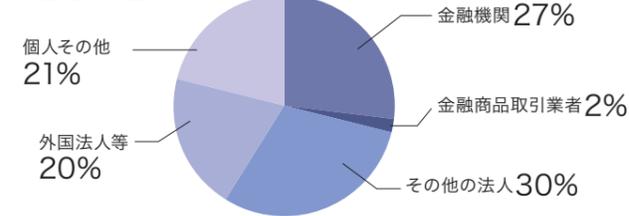
当社は、IR担当取締役を中心にIR委員会を設置し、全ての株主・投資家の皆様と建設的な対話を促進するための体制整備を行っています。

定時株主総会を毎年6月に開催するとともに、中間決算の際にも決算説明会を実施し、当社事業の業績や計画、戦略などを説明しています。

また、企業体質の充実・強化を図りつつ、利益配当金によって株主の皆様への利益還元にも努めています。

大変遺憾ではありますが、2017年度は当期純損失を計上したことから、配当方針に基づき中間・期末ともに利益配当金を見送らせていただいています。

## 当社の株主構成



## 株主・投資家の皆様との対話

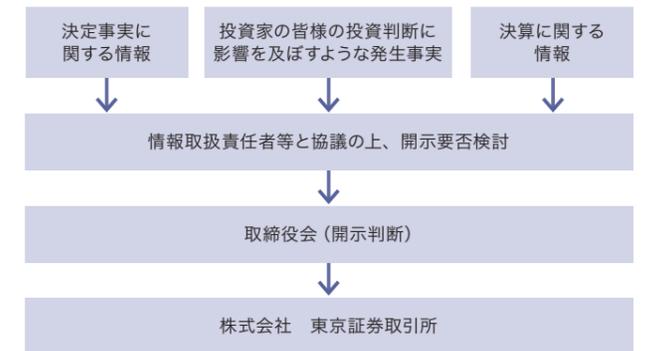
IRに関するアナリスト・機関投資家向けの説明会を年2回定期的に行っています。

株主の皆様からのご意見は、取締役会議長中心に取締役会全体に確実に共有されるよう努めています。また、株主の皆様との対話を行う際は、インサイダー情報の管理を適切に行うとともに、株主間での情報格差を生じさせないように十分留意しています。

## 情報開示

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定める情報開示方針に基づき、各種情報について当社ホームページを中心に適時適切に開示しています。

当社は、決定事実に関する情報、投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼすような発生事実、決算に関する情報に関し、開示体制を構築しています。重要な事実が発生した場合は社内関係部署で開示の可否を検討し、取締役会での開示判断を行い、開示する場合は、東京証券取引所に開示する体制をとっています。



株主総会に関しては、株主の皆様が議案の内容を十分に精査し、権利を適切に行使することができるよう、株主総会招集通知の早期発送を行っています。さらに、当該招集通知の発送日前に証券取引所や当社ホームページでの開示を行っています。

IRに関する資料として、決算短信、適時開示資料、アナリスト・機関投資家向け決算説明会資料を当社ホームページの「投資家の皆様へ」に掲載しています。(URL: <https://www.pacific-metals.co.jp/ir/index.html>)



# 統合マネジメントシステム

品質管理、環境管理、労働安全衛生管理の3つのマネジメントシステムを、統合マネジメントシステム (IMS) として、運用しています。PAMCO-30における目標達成のツールとして、経営方針をIMS方針と位置づけ、このシステムを最大限に活用していきます。

## ISO認証登録

当社は、ISO9001、ISO14001、およびOHSAS18001を認証登録し維持しています。2015年度より引き続き、統合審査として、3つのシステムの審査を同時に受審しました。

2017年度は、規格が改定となったISO9001、ISO14001の移行審査も含めて受審した結果、マネジメントシステムに重大な不備はなく、認証登録が維持されました。



ISO9001登録証    ISO14001登録証    OHSAS18001登録証

### ■認証登録情報

認証規格	登録範囲	登録番号	有効期限	初回登録
ISO9001:2015	八戸本社 東京本店	0314	2021年2月15日	1998年4月9日
ISO14001:2015		E1998		2009年3月19日
OHSAS18001:2007		H063		2012年2月16日

## 環境会計および安全会計

2017年度の環境会計および安全会計の集計結果を以下に示します。

環境会計については全体で約4.5億円の費用を投じています。公害防止コストが最も多く、ほかに資源循環コストや汚染負荷量賦課金<sup>※1</sup>となっています。

安全会計については全体で約3,700万円の費用を投じています。主に、安全に関する修繕等を実施しました。

※1：ばい煙発生装置を1987年4月1日の段階で設置しており、硫黄酸化物を排出し、排出ガス量が一定値以上ある事業所が納付するもの。当社は制度開始以降、義務を全うしています。

## 法規制順守の取り組み

当社は、法規制等の順守を事業活動の最も重要な項目の1つに位置づけ、順守に関する手順を定めるとともに、定期的に現場や書類などの監視・点検を行っています。2017年度は法規制や基準の重大な違反はありませんでした。

また、2017年度は、労働災害が当社において5件、請負会社で1件発生しました。今回の事故を教訓に、該当部署を含め全社員への再教育を徹底し、事故の再発防止に努めています。

### ■環境会計の集計結果（環境保全コスト）

分類	主な内容	費用(万円)
(1) 事業エリア内コスト	公害防止コスト	19,999
	地球環境保全コスト	11
	資源循環コスト	11,770
(2) 上・下流コスト	—	0
(3) 管理活動コスト	ISO審査費	2,754
	構内緑化・管理費	
	環境・社会報告書作成費	
	各種モニタリング装置維持管理費	
(4) 研究開発コスト	—	0
(5) 社会活動コスト	近隣一般道路清掃費	20
(6) 環境損傷対応コスト	汚染負荷量賦課金	10,812
合計		45,366

### ■安全会計の集計結果

分類	費用(万円)
(1) 設備投資（安全対策工事等）	811
(2) 安全関連修繕費	2,033
(3) 衛生関連修繕費	189
(4) 防災関連修繕費	663
合計	3,696

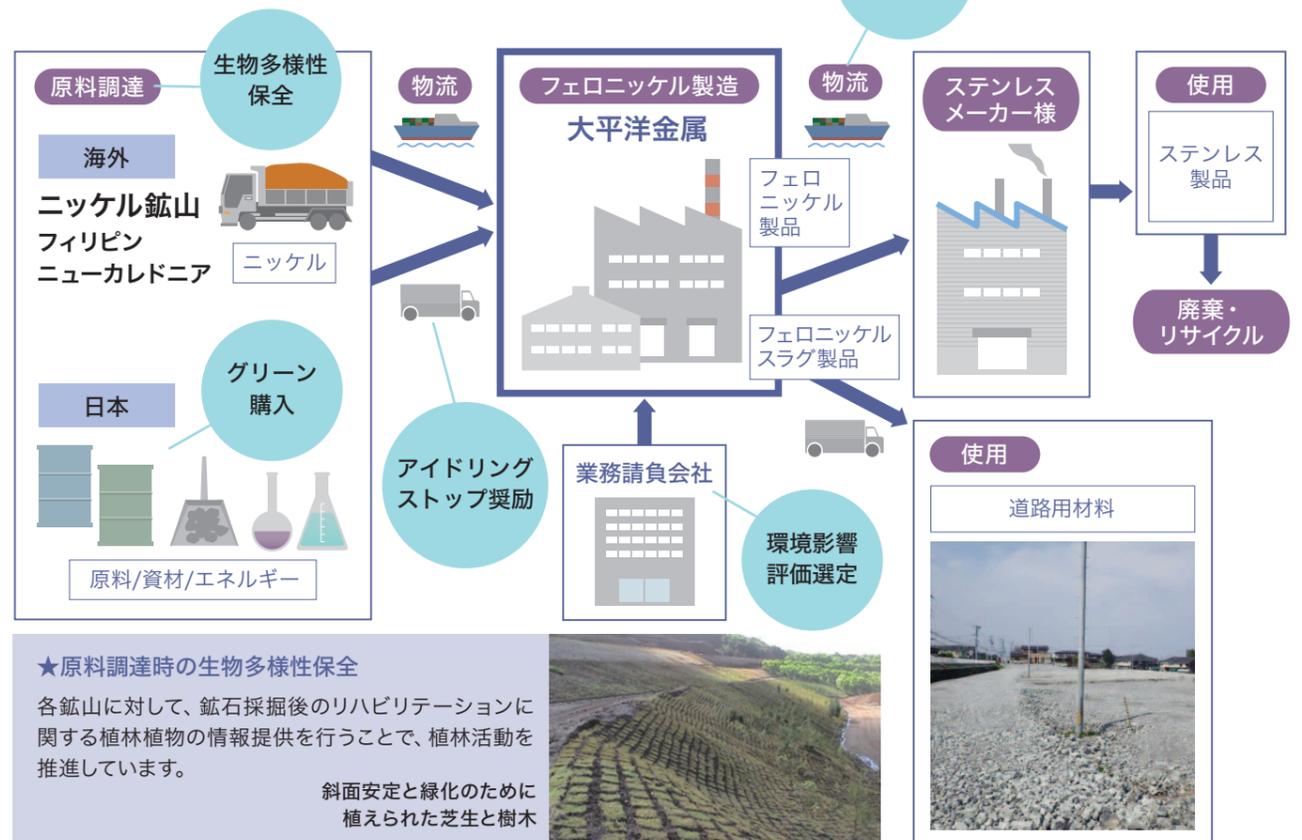
## サプライチェーンマネジメント

当社は、生産現場だけでなく、サプライチェーンの各段階において、環境との調和に配慮したさまざまな活動を行っています。

当社は、フェロニッケルの原料となるニッケル鉱石をフィリピン、ニューカレドニアから輸入しています。現地鉱山では、鉱石採掘後の跡地を可能な限り原状回復（リハビリテーション）させるために、植林を行うことが義務付けられています。その植林に関する情報を収集し、他鉱山への開示許可を取得した後、各鉱山に情報提供を行っています。

また、2011年1月1日から、鉱石などの固体ばら積み貨物の海上輸送については、「海上人命安全条約（SOLAS条約）<sup>※1</sup>」に基づく「国際海上固体ばら積み貨物コード（IMSBCコード）<sup>※2</sup>」により国際的に統一された安全規制が行われています。当社はこのような国際規制に対しても積極的に準拠し、船舶における事故をなくすことで、サプライチェーンにおいても安全対策、環境配慮を行っています。

### ■大太平洋金属のサプライチェーン概要図



※1：1912年のタイタニック号海難事故を受けて制定された、船舶の安全確保および外航船と港湾施設の保安対策の強化を目的とする国際条約。

※2：船舶におけるばら積み貨物の運送は適切に行われなければ事故を誘引する可能性があることから、運送方法についてSOLAS条約および附属コードであるBCコードで規定されてきたが、事故が減少しないこと等を踏まえ、より効果的な安全策とするため、勸告であったBCコードを強制化したもの。

